

スポーツ国際戦略部会中間まとめ

2018年3月26日

1. 「スポーツ国際戦略」を策定する意義：

- 平成29年3月、「第2期スポーツ基本計画」が策定された。同計画においては、「スポーツ基本計画は、国の施策を中心に国が定めるものであるが、あくまでもスポーツの主役は国民であり、また、国民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ団体等である」こと及び「スポーツの価値は、国民や団体の活動を通じて実現されるものであり、第2期計画に掲げられた施策は、国や地方公共団体がこれらの活動を支援し、スポーツの価値が最大限発揮されるためのものである」ことが規定されており、今回のスポーツ国際戦略も、この基本方針に従うものである。
- その上で、スポーツ国際戦略は、第2期スポーツ基本計画に基づいて、今後、その中の基本方針の一つである「スポーツで世界とつながる」を実現するものとして、スポーツの国際交流・国際協力に関する戦略的かつ具体的な施策の展開を促進するためのものである。また、スポーツ基本計画においては、スポーツに係る国際的動向を国内施策へ還元すること、また、国内のスポーツに関する取組事例を国際社会へ紹介すること、つまり総称して「スポーツ国際展開」を実施することによって、「世界とつながる」ことを達成する旨が掲げられており、スポーツ国際戦略はこれに貢献するものである。
- 我が国は、今後、ラグビーワールドカップ2019や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、数年間で多くの国際競技大会を控え、スポーツ分野での国際的プレゼンスを向上する上で、またとない絶好の機会を迎える。この絶好の機会を捉えて、そのレガシーを想定しつつ、2020年以降の長期的な視座に立ってスポーツ国際展開のビジョンと在り方を示し、この機会に各関係者が連携して戦略的な活動を行うことが必要である。
- また、スポーツ国際展開を進めるに当たって、現在、スポーツ庁をはじめとした中央省庁や、スポーツ関係団体、競技団体、また地方公共団体等は、それぞれの目的に基づいて活動している状態にあるが、限られた人的資源・物的資源・金銭的資源の中で、効率的かつ効果的に成果を上げるためには、戦略的な関係機関間での連携が不可欠である。その上で、一つの戦略の下で、それぞれの関係機関が自律的に活動するとともに、相互に連携しながら活動することで、国際的には、日本として一貫性のある施策を打ち出すことができるし、国内的には、それぞれの取組の充実・拡大に寄与し、ひいては我が国のスポーツを通じた社会変革に貢献しうるものと考えられる。これらが、本戦略を策定する理由である。

2. スポーツ国際戦略の主なビジョン：

- 我が国は、人口減少期でありかつ少子高齢化社会の中で、高齢化社会における健康長寿、人口減少期における社会や地域における結びつきや個人の資質・能力の向上、成熟社会における経済振興及び地方活性化、国際社会におけるプレゼンス向上等の諸課題を抱えている。

これら諸課題の解決には様々な対策がありうるが、第2期スポーツ基本計画の「世界とつながる」というコンセプトにおいては、スポーツの力を活用して、「多様性を尊重する社会」、「持続可能で逆境に強い社会」及び「クリーンでフェアな社会」を実現することが提示されている。

これら3つの方向性は、平成29年7月のユネスコの第6回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（通称「MINEPS¹ VI」）において、各国のスポーツ大臣によって採択された、同会合の成果文書である「カザン行動計画」の3つの方向性とも合致している。

- この3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に関し、第2期スポーツ基本計画では、「全ての人々がスポーツの力で輝き、活力ある社会と絆の強い社会を作る」ことが掲げられている。

このため、今回のスポーツ国際戦略に基づくスポーツ国際展開においては、上記の3つのスポーツを通じた社会づくりの方向性の実現に向けて、人々の社会参画や社会的連帯を強化すること及び個々人の健康増進と能力開発等に貢献することの両面で貢献することを目指すこととしたい。特に、前者においては、例えば、諸外国で行うスポーツイベントに障害者や女性等がより多く参加できるような支援を行うことや、我が国で暮らす多様な国籍・人種の人々にスポーツ参加を促すことを通じて、共に暮らす社会への参画を進めることなどの「スポーツを通じて人々がつながること」に焦点を置いた活動が考えられる。

- このため、国際オリンピック委員会（以下、「IOC²」という。）のレガシーフレームワーク³に留意しつつ2021年まで⁴の短期的なビジョンとしては、第2期スポーツ基本計画に掲げるビジョンと施策の達成を図ることを目指すこととするとともに、2030年までの中長期的なビジョンとしては、スポーツを通じて国際連合の「持続可能な開発目標」（以下「SDGs⁵」という。）に掲げる社会課題の解決に対して最大限の貢献をしていくことを目指すこととしたい。

¹ Conférence internationale des ministres et hauts fonctionnaires responsables de l'éducation physique et du sport；ユネスコ体育・スポーツ担当大臣等国際会議

² International Olympic Committee；国際オリンピック委員会

³ 2017年12月にIOCにより発表されたレガシー報告フレームワーク。レガシーの特定、分析、評価等を行うための枠組みで、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会から適用される予定。

⁴ 第2期スポーツ基本計画は、2017年度～2021年度の5か年計画。

⁵ Sustainable Development Goals；国連の持続可能な開発目標。2016年から2030年までの国際社会共通の目標。

3. スポーツ国際戦略のミッション：

- スポーツ基本法においては、スポーツの振興を通じて、①国際的な地位の向上、②国際相互理解の増進及び③国際平和への貢献等を図ることを目的（＝「国際的な目的」）とするとともに、スポーツを通じた①国民の心身の健全な発達、②健康長寿社会及びバリアフリーの実現等の明るく豊かな国民生活の形成、③地方創生・地域社会の再生への寄与、④経済発展等を通じた活力ある社会の実現及び⑤国際的競技力の向上等を図ることをも目的（＝「国内的な目的」）としている。
- スポーツ国際戦略のミッションとしては、スポーツ国際展開の実行において、単に国際的な目的の達成を図るのみならず、国内的な目的の達成にも貢献することが必要であり、そのためには、①関係団体がそれぞれの活動を行う上で共有すべき「（日本としての）共通のメッセージ」を設けること、②国際スポーツコミュニティへの日本人による積極的な関与を促進すること、③国際的な目的と国内的な目的との効果的な連携・接続を図るためのネットワーク構築を促進すること、④スポーツ国際展開に向けた体制整備と人材育成を推進すること、⑤スポーツ国際展開の効果を他分野へ拡大するための対話枠組みを構築すること、及び⑥限られたリソースを効率的かつ効果的に投入するためのターゲットの明確化を行うことが求められる。

4. スポーツ国際戦略のミッション達成に向けた対策の方向性：

- 上記のビジョン及びミッションの達成に向けて、本戦略では、以下の5つの観点を、具体的な方策を実施する上での方向性としたい。

（1）スポーツ国際展開における共通のメッセージ・スローガン：

国際社会において日本が打ち出したい強み（例：規律、他者への尊重、礼儀、ルール順守、団体活動への参画等）の特定化を行い、その言葉を国際的にも通用するような形にする（例：「SDGsへの貢献」）とともに、その言葉が、誰にでもビジョンが理解しやすい端的なスローガン（例：「Sport for Tomorrow」等）となっていることが必要。そのスローガンの下で、それぞれの関係団体の活動が「チーム・ジャパン」として一体感のあるメッセージとなる工夫が必要。

また、アスリート等の発信力のある人物が、関係機関の海外拠点や海外展開に関する事業の現場においてメッセージを発出するような仕組みの検討も考えられる。

（2）国際スポーツ界への積極的な参画とそれを促進・支援する仕組み：

国際的な動向を把握し国内に還元するためにも、また我が国の好事例を世界に共有し国際的プレゼンスを向上させるためにも、様々な段階でのスポーツの国際会議等の国際コミュニティに積極的に参画し、又はそのような場面を自ら開催して、国際的なスポーツ政策の策定に貢献する必要がある。

その一環で、戦略的かつ中長期的な視野で、ユネスコ等のスポーツの国際コミュニティにおいて有力なポストを獲得するとともに、IOCや国際パラリンピック委員会（以下「IPC⁶」という。）等の統括団体を含めた国際競技団体等に日本人役員・スタッフをより多く派遣することで、国際スポーツ界の意思決定に積極的に参画する必要がある。そのためには、スポーツ団体等における国際人材の戦略的かつ計画的な育成を行っていく必要がある。

また、スポーツに関する国際会議（スポーツ大臣会合等）や大規模な国際競技大会等の招致や開催支援を戦略的に行い、他分野にその開催効果が波及するような工夫行うことも重要である。

（3）国内外のネットワークの構築：

スポーツに関係する中央省庁・地方公共団体・スポーツ関係団体・大学や学会間・民間企業等のネットワークを構築し、それぞれの活動について相互に情報共有し連携することで、限られたリソースの中で、効率的かつ効果的な業務遂行を図ることができる。加えて、国がイニシアティブを取って、スポーツに関する国際機関や諸外国のスポーツ担当省庁等とのネットワークを構築し、国際的動向について把握・展開する必要がある。

また、我が国はこれまで多くの国とスポーツに係る2国間覚書を締結してきたが、今後はより一層計画的・戦略的に締結することが必要である。

（4）スポーツ国際展開のための体制整備と人材育成：

現在、国内関係機関では、スポーツ国際展開に対応できる体制が十分に整っていない上に、国としてもスポーツに関する海外拠点も少ない状況である。その状況下において、限られたリソースの中で効率的かつ効果的にスポーツ国際展開を推進するためには、スポーツ国際展開に関係する機関の既存の枠組みや海外拠点等のリソースを活用して、スポーツの国際動向や好事例を国内の諸施策に反映したり、国内の好事例を国際的に展開したりするための環境整備（*海外拠点の整備や情報収集・共有のプラットフォーム等）が必要である。加えて、大学等と連携しつつ、中長期的な視野で計画的かつ意識的にスポーツに係る国際的業務に対応できる人材を発掘及び育成を行っていくことも重要である。

（5）スポーツ国際展開の効果の他分野への拡大に向けた対話枠組み：

スポーツ国際展開の効果を、社会発展・開発、経済活性化又は地域振興等の多様な分野に拡大するような仕組みを意識的に設定するとともに、そのための関係者の特定と具体的なプロジェクト形成に向けた対話枠組みを構築する必要がある。

その際、デジタル事業の活用を含む事業の多様性や持続可能性を確保するとともに効果的な実施を図る観点から、民間活力との早期からの連携が必要である。

また、スポーツは、今後の産業振興及び地域振興に資するコンテンツを有している。この点に着目したスポーツ産業の国際展開を推進することが必要であり、この点において、

⁶ International Paralympic Committee；国際パラリンピック委員会。

スポーツ基本計画及び未来投資戦略等で掲げられているとおり、スポーツ産業の成長産業化を促進するため、スポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツ国際展開が貢献できるものが多々ある。そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業の参画を促すような基盤作り、関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

5. 具体的方策を実施する際の工夫・取組：

- 今後、スポーツ国際展開をするための具体的方策を実施する上では、それぞれの関係者が行動計画を定めて具体的に行動することが必要である。

その際、以下のとおり、①行動計画作りに向けた枠組み、②日本のセールスポイントの特定化と共通のメッセージ・スローガンの設定、③国際競技大会等の戦略的な招致、④国際スポーツコミュニティへの積極的な参画、⑤現地のニーズ把握と関係者との対話枠組みの構築、⑥事業のプライオリティの設定（ターゲットの特定化とスケジュール）、⑦多様な関係者の特定化と連携、⑧民間企業等との連携を含めた事業の継続性の確保、⑨計画的な人材育成、⑩スポーツ産業を国際展開することへの貢献、⑪地域振興への貢献、⑫指標作り・評価活動を含むモニタリングと評価枠組みの設定、⑬スポーツ国際展開の基盤整備等について、留意する必要がある。

（１）「関係機関による行動計画作りに向けた枠組み」：

- スポーツ国際戦略を具体的な活動に展開するためには、各関係機関による行動計画の策定が必要である。

（２）「日本の強みの特定化と共通のメッセージ・スローガンの設定」：

- スポーツ国際展開の具体的な活動においては、日本の強み（＝セールスポイント）を特定化し、それぞれの活動において共通のメッセージとなるような工夫（例：共通のスローガン・キャッチコピー等）が必要である。

【論点】

- ・日本の強みとなりうるスポーツの分野の設定とその打ち出し
- ・日本の強みとしてのスポーツのインテグリティの確保でのイニシアティブ
- ・学校体育において培ってきた多様な活動事例や知見・データや健康増進に係る取組み

（３）「国際競技大会及び国際会議の戦略的な招致・開催支援」：

- 国際的な動向を把握し国内に還元するためにも、我が国の好事例を世界に共有し国際的プレゼンスを向上させるためには、自らスポーツMICE⁷、すなわちスポーツに関する

⁷ MICEとは、観光庁の定義によると、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

る国際競技大会や国際会議等を戦略的に招致・開催し、国際的なスポーツ政策の策定に自ら関与する場面を設定していく必要がある。

このため、2020年東京大会のホストタウンの次の展開として、定期的にスポーツMICE、国際競技大会やスポーツに関する国際会議等の招致や開催支援を戦略的に行い、他分野にその開催効果が波及するような工夫を行うことが必要である。

【論点】

- ・大規模な国際競技大会や国際スポーツ会議（スポーツ大臣会合等）をはじめとして、種目別・テーマ別の幅広いスポーツMICEの定期的な招致や開催支援に関する目標の設定及び同目標の達成率の設定と、それに基づいた戦略的招致支援

(4) 「国際スポーツコミュニティへの積極的な参画」:

- 上記(3)と併せて、様々な段階でのスポーツ国際コミュニティに積極的に参画し、国際的なスポーツ政策の策定に自ら関わっていく必要がある。

このため、国際競技連盟（以下、「IF⁸」という。）、IOC、IPC、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA⁹」という。）等の国際スポーツ関係機関への役員派遣やスタッフ派遣の促進を図るのみならず、そこでの情報や知見の共有を図ることが必要である。また、アジアに焦点を当てて、AF¹⁰やOCA¹¹等への役員やスタッフ派遣の促進も進める必要がある。

【論点】

- ・中長期的かつ戦略的なIOC、IPC、WADA、IF等の役員ポストの獲得

(5) 「スポーツ国際展開の事業対象者のニーズ把握と協働」:

- 効果的な事業実施のためには、海外の現地関係者や地方公共団体関係者等を含めたスポーツ国際展開における事業対象者のニーズ把握、スポーツ国際戦略の関係者・団体の持っているリソースとのマッチング、及び現地コミュニティやNGOや現地の日系法人・企業等との協働が必要であり、そのための対話枠組みの構築が必要である。また、海外の現地関係者と直接的なコネクションや現地情報を持っている大学関係者との連携も必要である。

【論点】

- ・在外公館並びに現地の政府機関、スポーツ関係機関及び国際NGO等からのニーズ把握
- ・関係者間の対話枠組みの創設（スポーツ大臣会合の実施等）
- ・双方向的な交流プログラムの創設

(6) 「事業のプライオリティの決定（ターゲットとスケジュールの設定）」:

それぞれの具体的な活動においては、限られたリソースの効率的かつ効果的な活用に向

⁸ International Federation；国際競技連盟、各競技について国際的に統括する団体の総称。

⁹ World Anti-Doping Agency；世界ドーピング防止機構。

¹⁰ Asian Federation；アジア地域競技連盟

¹¹ Olympic Council of Asia；アジアオリンピック評議会

けて、事業におけるプライオリティ、ターゲット及び作業のスケジュールの設定が必要である。

【論点】

- ・ 具体的な活動を行う上でのターゲットとする地域の設定
- ・ 戦略的な2国間交流の仕掛け（例：仏、中、韓、露、印等）
- ・ ターゲットとする期間・スケジュールの設定

（7）「多様な関係者・リソースの特定化と連携枠組み（ネットワーク）の構築」:

- スポーツ国際展開の具体的な活動においては、政府機関・独立行政法人・スポーツ関係団体・地方公共団体のほかに、民間企業、NGO、大学、学会等の多様な関係機関が関与しうる。これら関係機関を特定化し、スポーツ国際戦略が実施されるような連携とネットワークの構築が必要である。

【論点】

- ・ Sport For Tomorrow（以下、「SFT」という。）コンソーシアム¹²に参加する多様な関係者のネットワークの継続・維持
- ・ スポーツのネットワークの他分野（外交、産業振興、地域振興等）との連携
- ・ IOCのオリンピック・ソリダリティの動きとの連携
- ・ 国際スポーツボランティアとの連携

（8）「事業の継続性・多様性の確保と民間活力との連携」:

- 国際的プレゼンスを維持しつつ信頼性を失わないためには、事業の継続性が不可欠。そのためには、民の活力を活用した事業の持続性の確保に向けた連携が不可欠である。そのためにも、スポーツ国際展開の価値を他分野にも拡大し、民間企業等の関与を促すようなインセンティブの設定とビジネスモデルを構築する必要がある。

【論点】

- ・ 民間活力の活用に向けたインセンティブの創出とビジネスモデルの構築
- ・ ポストSFTの検討
- ・ IOCのオリンピック・ソリダリティの支援等の外部資金の活用

（9）「中長期での計画的な人材発掘及び育成の推進」:

- スポーツ国際戦略の海外で行う活動においては、事業対象となる人々の人材育成の仕組み作りを意識した活動が必要であり、そのためには、大学等からの人材育成に加えて、国内の国際経験のある人材へのスポーツ国際人材となるような再トレーニングの可能性についても検討する必要がある。なお、人材育成の際には、スポーツの知識だけでなく、医学的知識等も必要であることに留意する必要がある。

【論点】

¹² 外務省やスポーツ庁を中心とした「運営委員会」と、SFTの趣旨に賛同し、スポーツを通じた国際貢献に携わる団体から成る「コンソーシアム会員」にて構成されたネットワーク。

- ・ 計画的な人材育成プログラムの検討
- ・ 国際NGO等との連携
- ・ 大学及びスポーツ・アカデミーとの連携（*学位プログラムとの連携）
- ・ スポーツ界以外の他分野における人材発掘の仕組みの構築

（10）「スポーツ国際展開によるスポーツの成長産業化への貢献」:

- スポーツ国際展開は、スポーツ産業のインバウンド及びアウトバウンドの両面で、スポーツの成長産業化に向けて貢献できる部分が多々ある。そのためにも、スポーツに関する情報提供をはじめとして、民間企業のスポーツビジネスへの参画を促すような基盤作り、国内外の官民の関係者間のネットワーク及び定期的な対話枠組みの構築が必要である。

【論点】

- ・ 関係機関との連携及びネットワークの構築

（11）「スポーツ国際展開の地域振興への貢献」:

- スポーツは、今後の地域振興に資するコンテンツを有している。スポーツコミッションを中心に、「スポーツを活用したまちづくり」や「スポーツによる地域振興戦略」を検討する際、スポーツの国際展開の視点を加えることで、地方のスポーツ産業の海外へのアウトバウンドを促進できるし、我が国のスポーツ・ツーリズムの魅力に関する海外でのPRを通じて、地方のインバウンド増加に貢献できる。

そのためにも、国際競技大会等のPR場面の情報、諸外国のスポーツニーズや国民のスポーツの関心事項、及びスポーツ産業の国際展開に関するグッド・プラクティスに関する情報の地方のスポーツ関連産業への提供をはじめとして、地方のスポーツ産業が国際展開に参画できるような支援、国内外の関係者間のネットワークの構築が必要である。

【論点】

- ・ 地方に対する国際競技大会等のスポーツ情報やグッド・プラクティスの情報提供
- ・ 関係機関との連携及びネットワークの構築
- ・ 地方が行う国際貢献に対する支援

（12）「指標作り・評価活動を含むモニタリングと成果評価の枠組みの構築」:

- スポーツ国際展開において、当該活動がビジョンの達成にどのくらい効果があったのかについて、その成果をモニタリングし、評価するための指標作りや評価活動のための枠組みの構築が必要である。

【論点】

- ・ KPIの設定
- ・ PCM手法やPDM手法等の検討

（13）「関係機関の具体的活動の支援に向けたスポーツ国際戦略の基盤形成」:

- スポーツ国際戦略の諸活動を支えするため、ソフト（研究活動や広報活動）・ハード（国際展開のための拠点整備）両面の基盤整備が必要である。特に、スポーツ国際展開を効果的に進めるための海外拠点の設置が必要である。

【論点】

- ・スポーツに関する海外拠点の整備・拡充（NF¹³で共同利用できる海外拠点の設置の検討）
- ・スポーツ国際展開に係る研究活動の促進（他国（特に英・仏・豪）の国際戦略の情報等）
- ・スポーツ国際戦略に係る諸活動の広報活動

（以上）

¹³ National Federation；国内競技団体、各競技について国内において統括する団体の総称。